

「北九州市ホームレス自立支援実施計画（第5次）」
の策定について

北九州市保健福祉局

「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)【素案】」の策定について

1 経緯

平成16年度から自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされた者に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じる「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進することで、ホームレスに関する諸問題の解決を図ってきた。

令和元年度に策定した「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第4次)」が、令和5年度で終了することから、北九州市ホームレス自立支援協議会等の意見を踏まえ、これに続く新たな計画(第5次)を策定するもの。

2 計画の位置づけ

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国の新たな基本方針及び「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第5次)」に即して、北九州市におけるホームレスに関する諸問題の解決を図る施策を実施するための計画とする。

また、この計画は、本市の基本構想・基本計画である「北九州市新ビジョン」に基づく分野別計画として位置づけられ、本計画の推進にあたっては、北九州市地域福祉計画などの各分野別計画と相互に連携を図り、各施策を推進する。

3 計画期間

令和6(2024)年度から 令和10(2028)年度まで(5年間)

4 今後のスケジュールについて(予定)

令和5年12月14日 常任委員会に素案、市民意見の募集の報告

令和5年12月20日から令和6年1月19日

市民意見募集(1ヶ月間)

令和6年 2月 常任委員会でパブリックコメント結果、最終案を報告

3月 「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)」策定

「北九州市ホームレス自立支援実施計画（第5次）」の策定について

1 計画について

(1) 計画の位置付け

・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」及び「福岡県ホームレス自立支援実施計画（第5次）」に即して定めるもの。

(2) 計画期間 令和6（2024）年度～令和10（2028）年度（5年間）

2 ホームレスの現状等

(1) ホームレスの数

・平成16年9月のホームレス自立支援センター北九州（以下、「自立支援センター」という。）設置以来、平成16年7月の434人をピークとしてホームレス数は減少を続けている。リーマンショック後に一旦増加したものの再度減少を続け、平成28年以降60人台となっており、令和5年3月末現在、59人のホームレスが確認されている。

(2) ホームレスの年齢、路上生活の期間、自立への意欲等（令和4年度）

- ・平均年齢：65.8歳
- ・ホームレス経験が長期（5年以上）の者の割合：36%
- ・自立支援センター退所者のうち知的障害、精神疾患のある人の割合：27%
- ・就労意欲のある者（仕事をして自立したい者）の割合：79%
- ・新規相談者のうち路上生活者以外の不安定居住者（ニアホームレス）の割合：71%

自立支援センター



(3) 今後の見通し

・ホームレス数は、自立支援センターの支援施策などにより、年々減少し、近年は落ち着きを見せている。景気や雇用状況が大幅に悪化することがなければ、この傾向は大きく変化することはないと見込まれるが、今後も物価高騰などの影響を注視する必要がある。

3 実施計画（第4次）のまとめ

(1) 全体

・計画に基づく施策の実施等により、ホームレス数は計画期間中毎年減少、一定の成果をあげている。

・ホームレス数の減少に伴い、公園などにおける目立ったトラブルや強制退去の事例はない。公共施設の適正な利用は概ね確保された状態にある。

(2) 主な実績

（H30～R4年度）

- ・自立支援センター入所者数（計254人）
- ・技能講習事業受講者数（延べ307人）
- ・就労者数（計151人）
- ・退所者相談件数（延べ8,352件）
- ・市民団体、地域団体等が参加するホームレス自立支援推進協議会を定期的開催

(3) 分析と課題

- ・ホームレス数は自立支援施策により、年々減少。
- ・ネットカフェや知人宅等で生活する若年層の不安定居住者等に対する新たな支援手法が求められている。
- ・自立支援センター建物の老朽化等により、居住環境が相対的に低下しており、特に若年層の入居拒否の要因となっている。

4 第5次計画の内容

基本目標

ホームレスの多様な状況に応じた自立支援施策を推進する。

ホームレスの自立を、地域や他機関と連携して支援する。

ホームレスの支援を通じて、公共施設の適正な利用を確保する。

基本的方向性

- ・ホームレス支援の基本的方向性は、これまでの実施計画（第1次～第4次）を継承。
- ・自立支援センターの老朽化や若年の不安定居住者への新たな支援手法の必要性等を踏まえ、第5次計画期間中に、借り上げ民間住宅の活用など、新たな支援手法への見直しを検討する。

個別施策

【自立支援センターを中心としたホームレス自立支援施策の実施】

・「自立支援センター」を活用し、生活相談や就労支援などホームレス自立支援施策を着実に実施する。

【巡回相談の実施】

・ホームレスの起居する場所等を巡回し、直接面接して、生活相談・健康相談等を行うとともに、社会生活への復帰意欲を喚起し、自立支援策につなげる。

【退所者に対するアフターケアの実施】

・退所者の再路上化を防ぐため、地域や多機関との連携を図りながら、アフターケアや職業相談事業を積極的に行う。

【生活の安定に向けた包括的支援の着実な実施と重層的支援体制整備事業との連携】

・平成27年4月に、生活困窮者自立支援法が施行されたことから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含めて、早期かつ包括的な支援を着実に推進し、重層的支援体制整備事業との連携を図る。

【居住支援法人や北九州市居住支援協議会との連携】

・安定した居住を確保するための入居支援等に際し、居住支援法人や北九州市居住支援協議会との連携を図る。

I 自立支援センターを中心とした自立支援施策と巡回相談の実施

- 1 自立支援センターにおける自立支援施策の実施
- 2 巡回相談の実施
- 3 アフターケアの充実
- 4 保健医療の確保
- 5 生活保護法による保護の実施等
- 6 その他必要な事項

II 地域で取り組むホームレス自立支援

- 1 生活の安定に向けた包括的支援の着実な実施と重層的支援体制整備事業との連携
- 2 関係団体との連携による安定した居住場所の確保
- 3 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重、市民や関係団体との連携
- 4 ホームレス支援を通じた公共施設の適正な利用の確保